○環境省令第二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日　環境大臣　望月　義夫

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「附則別表備考第一項」を「附則別表備考」に、「三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあっては、二年間）」を「六年間」に改める。

附則別表を次のように改める。

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四―ジオキサン（単位　一リットルにつきミリグラム）	エチレンオキサイド製造業	六
	エチレングリコール製造業	

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

附　則

この省令は、平成二十七年五月二十五日から施行する。

規　則

人事院規則九―一七―一四二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の表財務総合政策研究所の項中「次長」を「副所長」に、「室長」を「総括主任研究官（人事院の定めるものに限る。）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年五月一日　人事院総裁　一宮なほみ

告　示

○金融庁告示第二十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年五月一日　金融庁長官　細溝　清史

第一条第十七号を次のように改める。

十七　あおぞら証券株式会社

第一条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げ、第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を第四十六号とし、第四十八号を削り、第四十九号を第四十七号とし、第五十号から第百二十八号までを三号ずつ繰り上げ、第百三十号を第百二十六号とし、第百三十一号を第百二十七号とし、第百三十二号を第百二十八号とし、同条に次の一号を加える。

百二十九　サスケハナ・ホンコン・リミテッド

○法務省告示第二百四十九号

岩手県下閉伊郡岩泉町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年六月一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、岩泉町役場又は盛岡地方法務局宮古支局に照会すること。

平成二十七年五月一日　法務大臣　上川　陽子

岩手県下閉伊郡大川村大字釜津田第十七地割字大板屋七番地　佐々木辰治

○法務省告示第二百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日　法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

ユタカ建設工業株式会社	茨城県水戸市河和田町三千八百九十一番地	型枠施工
株式会社東栄藤義建設	千葉県松戸市秋山四番地の一	鉄筋施工
三井ホームエンジニアリング株式会社	東京都世田谷区北烏山九丁目三番八号	建築大工
土屋興業株式会社	東京都江戸川区東葛西六丁目七番八号	型枠施工
株式会社タイアップ	神奈川県横浜市港南区下永谷五―一―六十―四百一	タイル張り
株式会社ナカテツ	神奈川県小田原市曽比千九百九十七	鉄筋施工

○法務省告示第二百五十四号

岩手県久慈市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年五月一日　法務大臣　上川　陽子

岩手県九戸郡宇部村第拾六地割百十五番地　中野　寅松

○法務省告示第二百五十一号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年五月一日　法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤百五十三番地　吉田喜右衛門

○法務省告示第二百五十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十七年五月一日　法務大臣　上川　陽子

東京法務局所属　渡辺　登

東京法務局所属　林　正宏

甲府地方法務局所属　齋藤　正典

福島地方法務局所属　加藤　修司